

貸与 指定福祉用具サービスリアン

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社リアンが開設する福祉用具サービスリアン（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し適正な指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 福祉用具サービスリアン
- ② 所 在 地 青森市大字大野字前田66番地24 五番館F105号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤、福祉用具専門相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 福祉用具専門相談員 2名（常勤2名 うち管理者と兼務1名）
福祉用具専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成・変更等を行い福祉用具の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 月曜日から金曜日 8時45分から17時00分

(指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、第3項に規定する福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画に基づき福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

- 2 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行う場合には、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 3 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画を作成、交付をする。
- 4 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修繕等を行う。

(指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法及び取り扱う種目)

第7条 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法は次の通りとする。

- (1) 専門相談員が、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を行う。
- (2) 専門相談員が、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 事業所において取り扱う福祉用具の種目は次の通りとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① 車いす及び車いす付属品 (※) | ② 特殊寝台及び特殊寝台付属品 (※) |
| ③ 床ずれ予防用具 (※) | ④ 体位交換器 (※) |
| ⑤ 手すり | ⑥ スロープ |
| ⑦ 歩行器 | ⑧ 歩行補助つえ |
| ⑨ 認知症老人徘徊感知機器(※) | ⑩ 移動用リフト(吊り具部分を除く)(※) |
| ⑪ 自動排泄処理装置 | |

※要介護1、要支援1、要支援2の者については、※印の種目は算定しない。
ただし別に厚生労働大臣が定める状態にある者等については除く。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は別に定める価格表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用料の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 半月の日数に満たない利用の場合は利用料を半月分とする。但し、同月内での搬入、搬出の場合は1ヶ月分の利用料とする。

- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
 - ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10kmまで1,000円
 - ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上1km増すごとに1,000円に100円を追加
- 4 福祉用具の搬入及び搬出に特別な措置(クレーン車、はしご車、ユニック車等)が必要な場合は、利用者にご了解の上当該措置に要する費用についてその実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料その他費用の支払いを受けたときは、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。
- 6 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の実施区域は、青森市、蓬田村、外ヶ浜町、今別町、黒石市、平内町、野辺地町とする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第11条 事業者は、提供した指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。
 - 5 事業者は、提供した指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団

体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。
- 2 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者に委託する。
パラマウントケアサービス株式会社 青森市油川岡田6-4
日建リース工業株式会社 青森市野木野尻3-3-1
株式会社日本ケアサプライ 青森市野木野尻3-7-511
 - 3 事業所は、委託業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録するものとする。
 - 4 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

- 第15条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動または優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。（本契約を継続しがたいと判断した場合は、契約を終了する

場合もある。)

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後の一ヶ月以内

(2) 継続研修 年一回

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。

4 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者も同様とする。

5 事業者は、従業員及び従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

6 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定めるものの他に、この事業所の運営に関する重要事項は合同会社リアンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

令和4年4月1日施行